

消 防 特 第 1 3 9 号
2 8 高 圧 第 6 号
平 成 2 8 年 7 月 2 8 日

関係道県消防防災主管部長 殿

総 務 省 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

経 済 産 業 省 商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ 高 圧 ガ ス 保 安 室 長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された総務省・経済産業省告示第3号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域に係る
区域の指定の一部を改正する件について

1. 概 要

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定について以下の改正を行うもの。

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
4	北斗地区	北海道	地番の分筆、区域の縮小
11	酒田地区	山形県	地番の分筆
13	鹿島臨海地区	茨城県	地番の分筆
45	和歌山北部臨海北部地区	和歌山県	地番の分筆、合筆
52	岩国・大竹地区	山口県	区域の拡張
55	宇部・小野田地区	山口県	地番の合筆
59	番の州地区	香川県	地番の分筆

2. 今後の予定

公 布 平成28年7月28日（木）
施 行 公 布 日

○総務省
経済産業省 告示第三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年 通商産業省 告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣 山本 早苗

経済産業大臣 林 幹雄

第四号中「及び五百四番地の二」を「、五百四番地の二、五百四番地の四、五百五番地及び五百七番地」に改め、第十一号(1)中「一番地の百九」の下に「から一番地の百十三まで」を加え、第十三号口中「三番地十四」の下に「から三番地十六まで」を加え、第四十五号(2)中「千百十五番二十三、千百十五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番、千百五十番一、千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、続千二百二番、千二百四十三番六」を「千百十五番百三」に改め、「、千二百五十三番三」、「、千三百二十五番

二、千三百二十五番八、千三百二十六番二、千三百二十七番一から千三百二十七番四まで」及び「千三百三十四番一、千三百三十四番七、千三百三十四番十」を削り、「千三百三十四番二十九から千三百三十四番三十二まで、千三百三十四番四十」を「千三百三十四番三十、千三百三十四番三十一」に、「千三百三十四番四十七、千三百三十四番四十九、千三百三十四番五十六、千三百三十四番五十八から千三百三十四番六十六まで、千三百三十四番六十二から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十二」を「千三百三十四番六十四、千三百三十四番六十五」に、「千四百四十三番一、千四百四十三番二、千四百五十七番一、」を「及び」に改め、「千四百八十九番内一及び千四百八十九番一」を削り、第五十二号ハ(2)中「日の出町」の下に「千九百二十三番、」を、「二千三百四番二」の下に「二千三百四番十」を加え、「及び三千八番」を「三千八番、三千八番一及び三千七十二番四」に改め、第五十五号イ(1)中「五百二十五番地の百八、五百二十五番地の百九」を削り、第五十九号(3)中「十番地の二十五」を「十番地の四十八」に、「十二番地の八」を「十二番地の十三」に、「十三番地の三」を「十三番地の四」に、「及び二十二番地の三」を「二十二番地の三及び二十二番地の四」に改める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 北斗地区</p> <p>北海道北斗市七重浜一丁目二十七番地の十四から二十七番地の十六まで、二十七番地の二十七、二十七番地の三十四、二十七番地の三十六、二十七番地の六十二から二十七番地の八十まで、二十七番地の八十七から二十七番地の九十まで、五百番地の一から五百番地の四まで、五百一番地、五百二番地の一から五百二番地の四まで、五百三番地、五百四番地の一、五百四番地の二、五百四番地の四、五百五番地及び五百七番地、七重浜六丁目二百六番地の一から二百六番地の四まで、三百九十一番地の二及び三百九十二番地の四並びに七重浜七丁目百九十五番地の一の区域</p> <p>四の二～十 (略)</p> <p>十一 酒田地区</p> <p>山形県酒田市の次の区域</p> <p>(1) 宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十から一番地の百四</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 北斗地区</p> <p>北海道北斗市七重浜一丁目二十七番地の十四から二十七番地の十六まで、二十七番地の二十七、二十七番地の三十四、二十七番地の三十六、二十七番地の六十二から二十七番地の八十まで、二十七番地の八十七から二十七番地の九十まで、五百番地の一から五百番地の四まで、五百一番地、五百二番地の一から五百二番地の四まで、五百三番地、五百四番地の一及び五百四番地の二、五百四番地の四、五百五番地及び五百七番地、七重浜六丁目二百六番地の一から二百六番地の四まで、三百九十一番地の二及び三百九十二番地の四並びに七重浜七丁目百九十五番地の一の区域</p> <p>四の二～十 (略)</p> <p>十一 酒田地区</p> <p>山形県酒田市の次の区域</p> <p>(1) 宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十から一番地の百四</p>

で、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十四まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五及び六百六十二番地の三十二の区域

(2) (略)

十一の二・十二 (略)

十三 鹿島臨海地区

イ (略)

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並

で、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十四まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五及び六百六十二番地の三十二の区域

(2) (略)

十一の二・十二 (略)

十三 鹿島臨海地区

イ (略)

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並

びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地八まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十四〇四十四の二 (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

(1) (略)

(2) 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十五番三、千三百三十六番二、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番四十三、千百十五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番一、千百五十番一、千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、続千二百二番、千二百四十三番六、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番二、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十三番三、千二百五十五番三、

千二百五十番七、千二百五十一番二、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十五番三、

びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地八まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十四〇四十四の二 (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

(1) (略)

(2) 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十五番三、千三百三十六番二、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番四十三、千百十五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番一、千百五十番一、千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、続千二百二番、千二百四十三番六、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番二、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十三番三、千二百五十五番三、

千二百五十八番一から千二百五十八番六まで、千二百五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十八番七から千二百八十番九まで

、千三百三十四番

千三百三十四番二十八のうち薬種畑^{さん}棧橋以南、千三百三十四番三十、千三百三十四番三十一、千三百三十四番四十三、千三百三十四番六十四、千三百三十四番六十五

及び千

三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番及び千四百八十九番の区域

(3) (略)

四十六～五十一 (略)

五十二 岩国・大竹地区

イ・ロ (略)

ハ 山口県岩国市の次の区域

(1) (略)

(2) 飯田町一丁目二千四百三十番一、二千四百三十番二、二千七百三十三番、二千七百三十四番、三千三百七十五番一、三千三百七十六番一、三千九百九十番及び三千九百九十一番、飯田町二丁目二千八百番一から二千八百番四まで、二千八百十五番二、二千八百二十番及び二千八百二十一番、飯田町三丁目二千八百三十番一、二千八百三十番二、三千九百八十八番一から三千九百八十八番三まで及び三千九百八十八番五並

千二百五十八番一から千二百五十八番六まで、千二百五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十八番七から千二百八十番九まで、千三百二十五番二、千三百二十五番八、千三百二十六番二、千三百二十七番一から千三百二十七番四まで、千三百三十四番、千三百三十四番一、千三百三十四番七、千三百三十四番十、千三百三十四番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種畑^{さん}棧橋以南、千三百三十四番二十九から千三百三十四番三十二まで、千三百三十四番四十、千三百三十四番四十三、千三百三十四番四十七、千三百三十四番四十九、千三百三十四番五十六、千三百三十四番五十八から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十二及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番、千四百四十三番一、千四百四十三番二、千四百五十七番一、千四百八十九番、千四百八十九番内一及び千四百八十九番一の区域

(3) (略)

四十六～五十一 (略)

五十二 岩国・大竹地区

イ・ロ (略)

ハ 山口県岩国市の次の区域

(1) (略)

(2) 飯田町一丁目二千四百三十番一、二千四百三十番二、二千七百三十三番、二千七百三十四番、三千三百七十五番一、三千三百七十六番一、三千九百九十番及び三千九百九十一番、飯田町二丁目二千八百番一から二千八百番四まで、二千八百十五番二、二千八百二十番及び二千八百二十一番、飯田町三丁目二千八百三十番一、二千八百三十番二、三千九百八十八番一から三千九百八十八番三まで及び三千九百八十八番五並

びに日の出町千九百二十三番、千九百七十三番、千九百九五番二、二千二百二十一番、二千二百五十二番一、二千二百五十二番六から二千二百五十二番九まで、二千三百四番一、二千三百四番二、二千三百四番十、二千三百四番十七から二千三百四番二十一まで、二千三百四十三番二から二千三百四十三番五まで、三千八番、三千八番一及び三千七十二番四の区域

(3) (略)

五十三・五十四 (略)

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間、五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の六まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、

千九百七十三番、千九百九五番二、二千二百二十一番、二千二百五十二番一、二千二百五十二番六から二千二百五十二番九まで、二千三百四番一、二千三百四番二、二千三百四番十、二千三百四番十七から二千三百四番二十一まで、二千三百四十三番二から二千三百四十三番五まで及び三千八番の区域

(3) (略)

五十三・五十四 (略)

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間、五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百八、五百二十五番地の百九、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の六まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、

五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の二、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の二、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の二、五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の二から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2) (略)

ロ (略)

五十六～五十八 (略)

五十九 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

(1) (略)

(2) (略)

(3) 番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地から五番地まで、六番地の二、七番地の二から七番地の五まで、八番地の二から八番地の七まで、九番地、十番地の二から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の二から十二番地の十三まで、十三番地の二から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の二、十六番地の三、十七番地の二、十九番地の二、十九番地の三、二十番地、二十一番地、二十二番地の二、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

(4) (略)

六十～七十五 (略)

五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の二、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の二、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の二、五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の二から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2) (略)

ロ (略)

五十六～五十八 (略)

五十九 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

(1) (略)

(2) (略)

(3) 番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地から五番地まで、六番地の二、七番地の二から七番地の五まで、八番地の二から八番地の七まで、九番地、十番地の二から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の二十五まで、十二番地の二から十二番地の十三まで、十三番地の二から十三番地の三まで、十五番地、十六番地の二、十六番地の三、十七番地の二、十九番地の二、十九番地の三、二十番地、二十一番地、二十二番地の二、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

(4) (略)

六十～七十五 (略)